

広島県告示第七百十五号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中		第二号の表西部工業技術センターの項中	
64	顕微赤外分析装置	二二、一〇〇円	を
64	赤外分光分析装置	二、〇〇〇円	に、
78	ガスクロマトグラフ 質量分析装置	一、四〇〇円	を
78	ガスクロマトグラフ 質量分析計	二、三〇〇円	に、
101	レーザー超音波可視 化検査装置	八〇〇円	を
101	レーザー超音波可視 化検査装置	八〇〇円	を
102	デザイン用三次元C AD	四〇〇円	職員による操作必 に改
103	デザイン用ソフトウ エア	四〇〇円	須
(二)	ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの	二二、一〇〇円	を
(二)	ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの	一七、二〇〇円	に、
(四)	赤外分光光度計に よるもの	六、一〇〇円	を

「

 (四) 赤外分光分析装置
 によるもの

 〃

 六、九〇〇円

「

 に改める。